

口腔ケア基本算定要件と クラウド活用の優位性

介護認定を受けている居宅利用者の患者負担金は

$$\text{患者負担金} = \text{診療} + \text{指導} + \text{治療}$$

	介護認定なし	介護認定あり
施設	医療保険	医療保険
在宅	医療保険	介護保険+医療保険

指導の費用を在宅では介護保険で算定しなければならないため、**介護と医療が同時に発生することが前提**

患者負担金は、診療（訪問費用）と 指導と 治療（診療）の3つから構成される。居宅利用者は介護保険が優先されるため、指導の部分が介護保険となり**必ず介護と医療が同時発生**します。

<施設>

- 介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 歯科のない医療機関
- 療護施設(入所)
- 構成施設(入所)

<人数>

- 一人のみ(20分以上)
訪問1: 866点
急対応170点+DH同行110点
- 2~9人(20分以上)
訪問283点+急対55点+同行45点
- 10人以上(20分未満)
訪問143点+急対55点+同行45点

<医療保険>

- 在宅患者歯科治療総合医療管理料
在歯管 :140点(一般は130点)
機能評価加算 :50点
※3か月に1回は再評価
その他管理料
- 訪問歯科衛生士指導料
訪衛指 :360点

場所

<居宅・居宅等>

- 自宅(一戸建て住宅)
- マンション・アパート等集合住宅
- グループホーム・有料老人ホーム
- 軽費老人ホーム(ケアハウス)
- 高齢者専用賃貸住宅(高専賃)
- 養護老人ホーム
- 小規模多機能ホーム(宿泊)
- サービス付き高齢者住宅(サ高住)

診療

<人数>

医療保険算定は上記と同様

<病名>

- 摂食機能療法 ● 口腔乾燥症
- 義歯関係(不適) ● P関係
- その他治療に対する病名

指導

<介護保険>

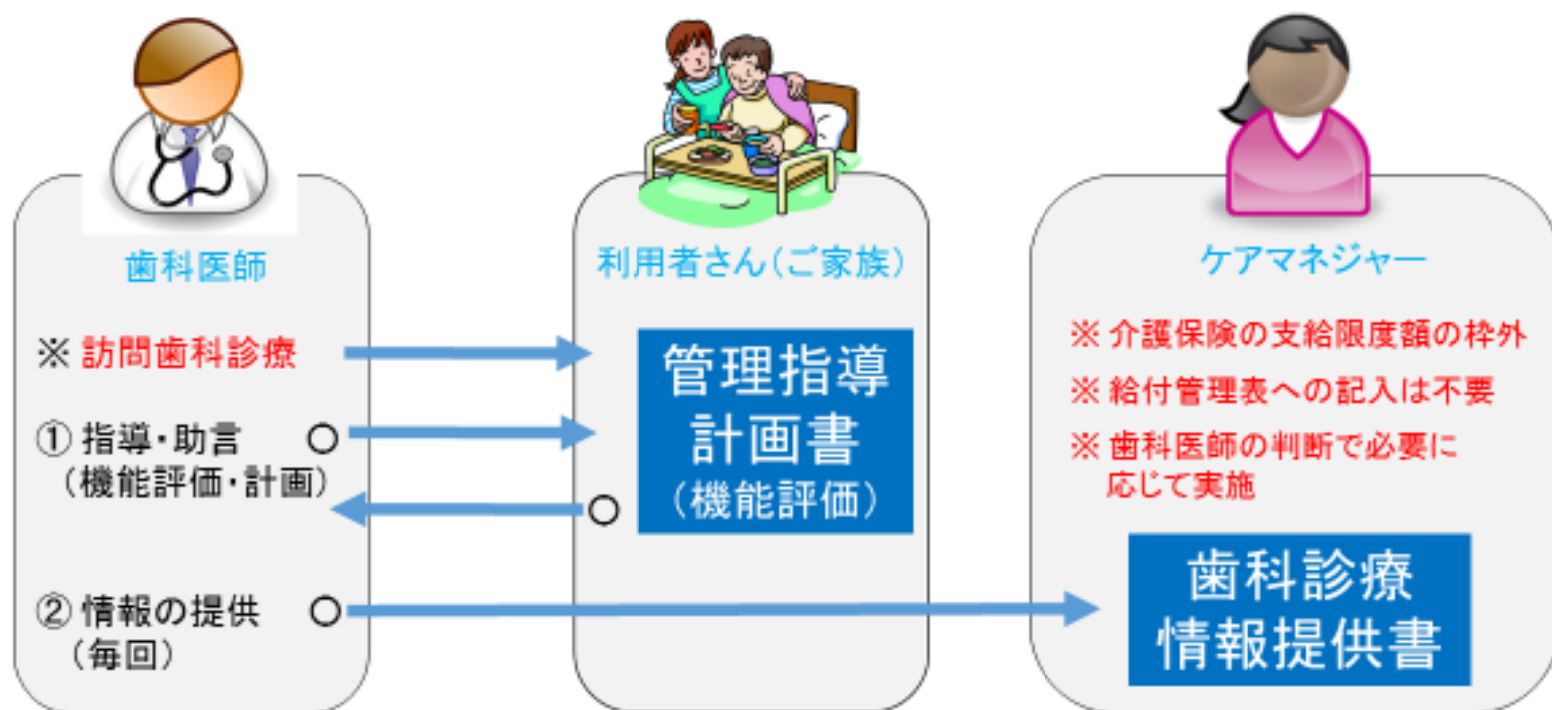
- 歯科医師居宅療養指導:503単位
歯科医師居宅療養複数:452単位
※少なくとも3か月に1回は再評価
と医療保険による算定が必要
- 歯科衛生士居宅療養 :352単位
歯科衛生士居宅複数 :302単位

本来の医療指導が在宅では介護算定となる

歯科医師による居宅療養管理指導とは

- 利用者もしくは、その家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行う
- 計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行う
- 歯科医院が算定する居宅療養指導は、歯科医師の判断で必要に応じて実施する

歯科医師による居宅療養管理指導の流れ



煩雑な書類も1枚のシート入力で自動作成

1枚のシートを入力すると

全ての書類が自動作成

歯科総合院、口腔機能 管理計画書・衛生士指示書 入力画面

ケアマネ

氏名: _____ 性別: _____ 生年: _____ 年齢: 48歳00ヶ月
 住所: 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
 電話番号: 03-1234-5678 携帯: 090-1234-5678
 勤務先: _____ 職種: _____

評価

① 診断

② 現在の状況、口腔機能評価、検査結果

③ 経過、ケア計画・歯科衛生士指導内容

④ 歯科衛生士指導内容

⑤ 歯科衛生士指導内容

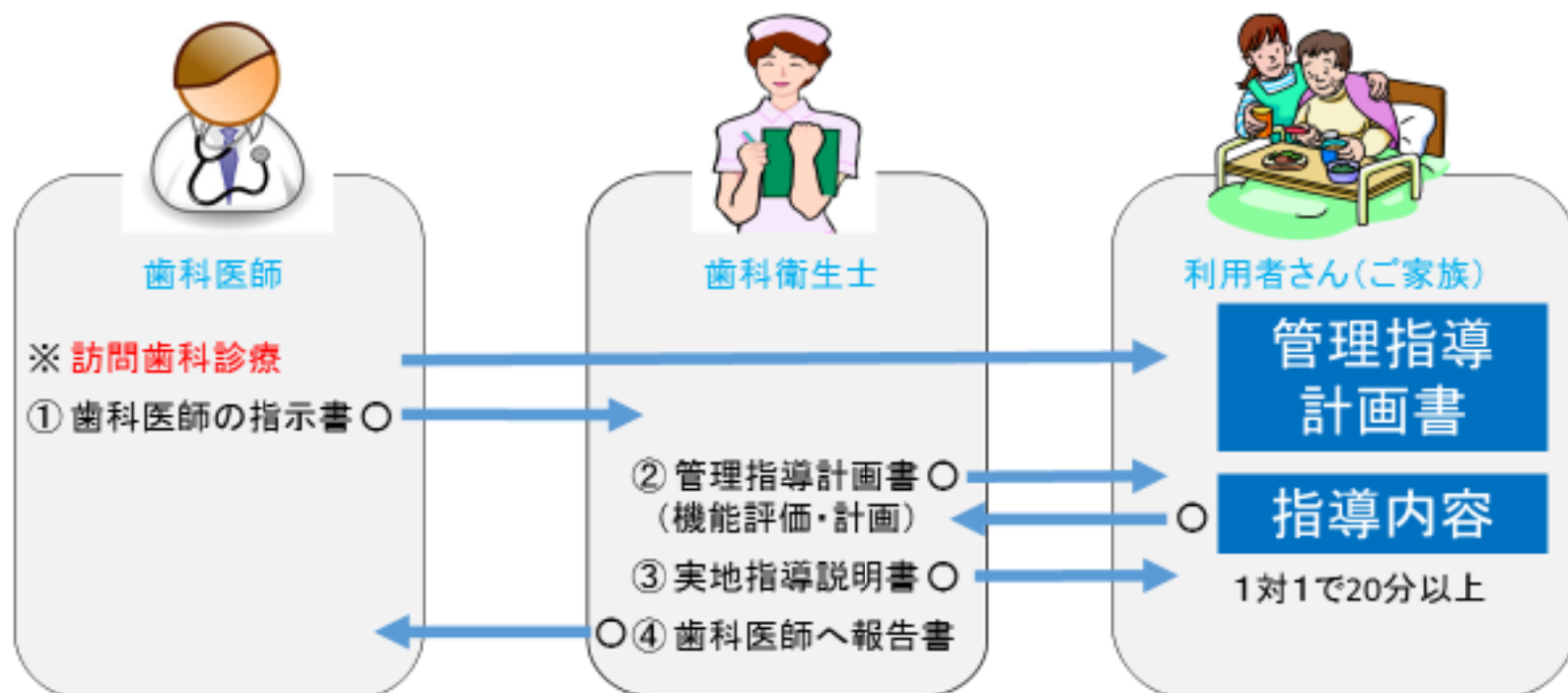
管理計画

DH指示書

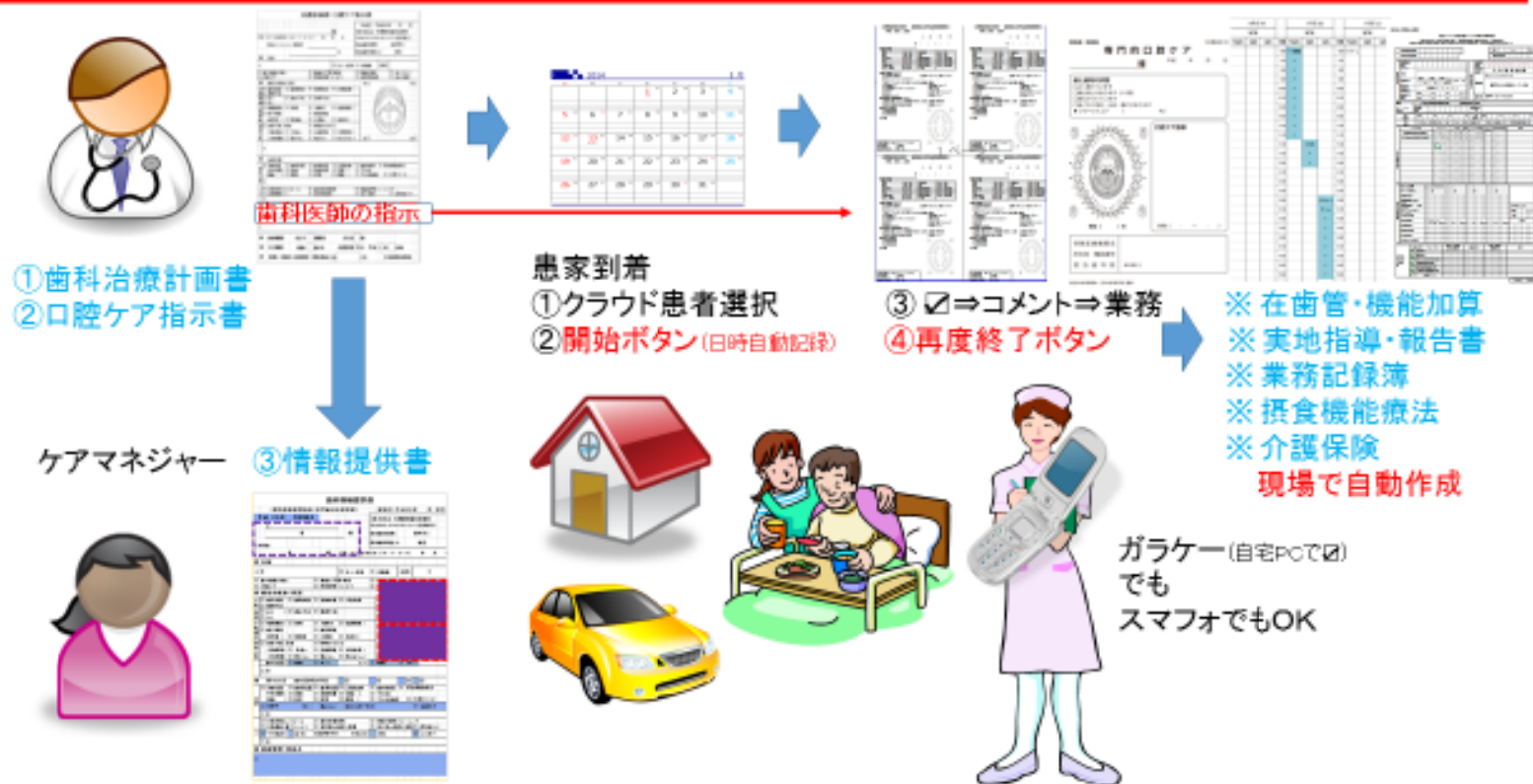


- 歯科治療・口腔機能管理計画書
- 口腔機能の評価表
- 患者配布資料(歯と口・口腔機能の治療管理)
- 訪問歯科衛生士指示書
- ケアマネージャーへの歯科情報提供書

歯科衛生士による居宅療養管理指導の流れ



時計機能よりワンタッチで日時も自動作成・自動保存（ペーパーレス）



ケアマネジャー様へ

- ① 歯科医院が算定する居宅療養指導は、歯科医師の判断で必要に応じて実施するため、**ケアプランの対象とはならない**。
- ② 居宅療養指導は介護保険の**支給限度額の枠外**となる。
- ③ 介護報酬の請求は直接歯科医院から国保連合会へ行うため、**給付管理表への記入は不要**。
- ④ 訪問診療が終わった後に、「**診療情報提供書**」をお届けする。ご利用者の病状や経過、介護サービスを利用する上での留意事項などが書かれているので、ケアプラン作成のための情報にはなります。